

2026.07 大阪支店

平素より電子申請のご利用ありがとうございます。

電子申請は、紙で用意いただいていたものを、PDFでご申請いただく申請です。

紙申請と同様に、基本的な体裁については、お客様で整えていただけるよう、ご協力をお願いいたします。

PDF ファイルのまとめ方

・複数ファイルをアップロードする際は、**ZIPファイルに圧縮**をお願いいたします。

・データについては下記の内容ごとにまとめてください。

1 枚ごとにデータ化するのではなく、**①、②、③・・・ごとに 1 つの PDF データ**

・図面は必ず図面枠に図面番号を記載し、修正で追加する場合は枝番で対応ください

ERI が差し替えを行いますので、**修正のたびに図面番号・図面位置・図面構成をずらさないよう**にお願いします。

・**図面右下**に「審査済印」スタンプを押しますので、**余白**を設けておいてください。

番号	図書名称	データ形式、備考等
①	添付状況確認書	エクセルデータのままで ERI HP 大阪支店からのお知らせ で DL 可能
②	現地調査表 ※建設場所が大阪府下の場合は 不要	PDF変換してください ERI HP 申請書ダウンロード でDL可能
③	確認申請書+委任状	PDF
④	許可、認定、届出、議事録等 関係書類	PDF ・枚数が多くなる場合は適宜ファイルを分けてください。
⑤	図面	PDF ・ A3横を基本 としてください ・意匠/設備/構造でファイルを分けて下さい。 ・枚数が多くなる場合は適宜ファイルを分けてください。 例)意匠・・・天空率、日影、バリアフリー、検証法等 設備・・・電気、機械、資料等
⑥	構造計算書	PDF ・ A4 縦を基本 としてください
⑦	建築計画概要書	PDF ・概要書 3 面の見取図、配置図もお忘れなく
⑧	工事届	PDF
⑨	申請書作成ツールデータ.erirct	(ある場合のみ) 手数料割引が適用されます。

【注1】 事前に「電子申請受付 Web システム」へのユーザー登録が必要です。

【注2】 **仮受け**をご希望の場合「電子申請受付 Web システム」より**申請種別「建築確認申請」**を選択ください。

(「電子的申請」ではありません)

【注3】「省エネ適合性判定」と「建築確認申請」はそれぞれ**独立して申請**が必要です。

【注4】やむを得ず、**一部の図書を後日提出とする場合は、「ファイル追加」→「種別:訂正」**でアップロードしてください。

(「種別:新規」ではありません)

補正のご対応

- ・補正図書と合わせて、**質疑書に回答を記入したもの**もご提出ください。
- ・**指摘事項以外の変更は必ずお知らせください。**
- ・コメント欄に【意匠修正】【消防による修正】【開発許可アップロード】等、内容を記載ください。
- ・補正図書のアップロードは、**審査担当と打合せの上、下記のどちらかで**アップロードいただくと対応がスムーズです。
 - ① 新規アップロード時と同様のファイルのまとめ方で、修正する書類・図面のみをアップロード
 - ② 新規アップロード時と同様のファイルのまとめ方で、一式アップロード
- ・補正箇所を明示(例:赤色で囲む等)していただいた補正箇所説明用図書を**補正図書とは別で**ご提出いただけると、対応がスムーズですので、ご協力ください。(補正図書そのものには赤囲み等は行わないでください)

確認事項

・2025/4/1 以降、「確認済証」含む全てがペーパーレス

【注1】 行政経由書類や浄化槽書類等、一部書類については紙の原本を正本としてご提出いただく場合がございます。

【注2】 2025/4/1 以降、確認済証も電子交付を基本とさせていただきます。また、確認済証への押印も廃止されます。(押印廃止は紙申請でも同様の扱いです。)なお、従前どおり、副本については、審査済印を付加したPDFデータを「電子申請受付 Web システム」にアップロードいたします。

・消防同意・消防通知

消防同意・通知において、弊社にて印刷が必要な場合、枚数等に応じて手数料を加算させていただきます。

・申請手数料 ご請求方法(一括請求を除く)

請求書の宛名・送付先を必ず現地調査票に記載をお願いします。

建設場所が大阪府下・兵庫県の場合は、添付状況確認書等に記載をお願いします。

通常、引受承諾書及び請求書(銀行振込対応)を「電子申請受付 Web システム」にアップロードいたします。
コンビニエンスストアでのお支払い又はご指定先への郵送をご希望の場合は、必ず事前にお知らせください。

なお、申請手数料は、ERI HP→手数料規程→「手数料算出ツール」にて確認可能です。

・計画変更・軽微な変更説明書

申請をいただく場合には、事前に変更内容、工程等のご相談をお願いします。(特に戸建て住宅以外の場合)